

## 令8年度岡崎公園緑地維持管理業務仕様書

### 1 件名

令和8年度岡崎公園緑地維持管理業務

### 2 契約期間

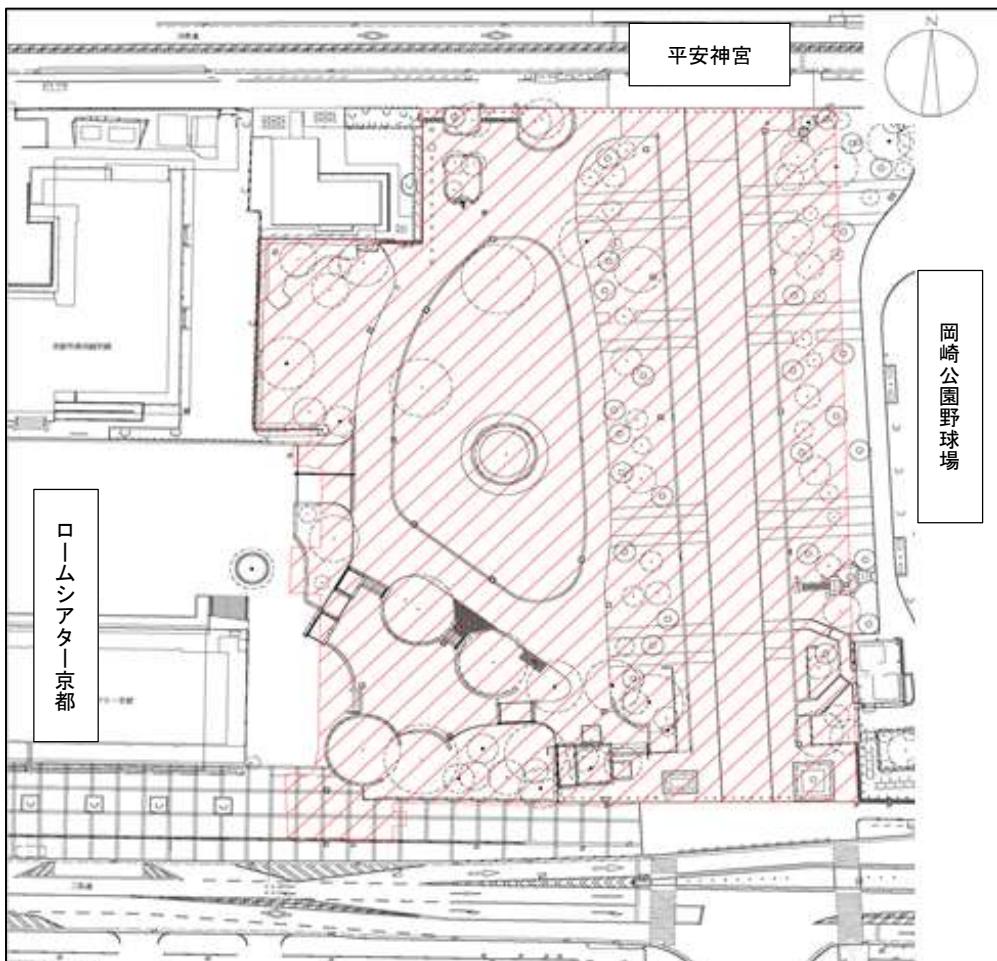
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 概要

岡崎公園の緑地樹木を良好な状態に維持するため、除草や剪定等の維持管理業務を行う。特に芝生地については、岡崎公園で頻繁に開催される催事等の影響により、砂地化していたことから、令和2年度に芝生再生・保護のための対策工事を行ったところである。催事等と両立し、引き続き良好な状態を維持するため、施肥、補植、灌水等の対応を行う。

### 4 対象区域

本業務の対象区域は下図の斜線部分とする。



## 5 業務内容

別紙「植栽平面図」を参考に、公園緑地の維持管理のため、次の作業を行うこと。

なお、現在の状況は、別紙1に記載内容から一部変更があることから、必要に応じ現地の確認を行うこと。

### (1) 樹木管理

ア 公園管理上支障となる下枝、垂枝、越境枝、枯れ枝、幹吹き、ヒコバエ等不要枝の剪定を行うこと。

イ 樹勢の衰退、不自然な樹幹傾斜、樹幹の亀裂、根元の搖らぎ、空洞化、子実体（キノコ）の発生等、倒木の恐れのある樹木を目視及び打診にて確認し、異常を見つける場合は本市に報告するとともに、速やかに対処すること。

ウ 松くい虫等の病害虫による侵食を防ぐため、必要に応じ薬剤樹幹注入などの予防を行うこと。

### (2) 芝生管理

ア 芝を刈り揃えること。

イ 芝生の生育を阻害するクローバーやスズメノカタビラなどの雑草の除草を行うこと。

ウ 芝生が傷み、はげる恐れがある箇所については、必要に応じ補植、養生すること。

エ 芝生の生育を促すため、以下の作業を行うこと。

① 夏場など渴水期に灌水すること。

② 土壌を良好に保つため、エアレーション、目土入れを行うこと。

③ エアレーション、目土入れの作業に合わせ肥料を散布すること。

### (3) 生垣・寄植管理

ア 枯れ枝、徒長枝等不要枝を剪定すること。

イ 一定の高さ、幅を定めて切り揃えること。

ウ 枝葉の疎らな部分には、必要に応じ枝の誘引を行うこと。

### (4) 植栽地除草

ア 芝生広場中央シダレザクラの植樹サークル内の除草を行うこと。

### (5) 災害対策

ア 台風の接近等により、枝折れ等の被害が発生する可能性があると認められる場合は、事前に巡回調査を行い、必要に応じて事前に安全対策を実施し、本市担当者に報告すること。

イ 災害による被害が発生した場合は、速やかに安全対策を実施し、本市担当者に報告するとともに、対応策を協議すること。

### (6) その他

ア 作業に当たっては、園路等の破損がないよう適切に現場の養生を行うこと。

イ 作業後は、作業場所周辺の掃除、片付けを行うこと。

- ウ 作業により発生した剪定枝葉、刈草、ごみ等は、現場には仮置きせず、即日処分すること。
- エ 作業中に公園管理上支障となる枯枝や古い支柱等を見つけた場合は、速やかに処分すること。
- オ なお、岡崎公園においては、踏圧等からの芝生の保護のため、下図の範囲に耐踏圧保護マットを敷設している。



## 6 催事等との両立

岡崎公園では、土曜日、日曜日及び祝日を中心に、年間200件近くの催しが実施されている。催しには、多くの人が集まるものや調理を伴うもの、ステージ等の重量物を設置するものがあり、芝生など緑地への影響が少なからず生じている。

そのため、令和2年度の芝生再生・保護のための対策工事において、耐踏圧保護マットを敷設したほか、芝生地への重量物の設置を禁止するなどルールを定め、運用を行っていくところである。

引き続き、岡崎公園の緑地樹木を良好な状態に維持するため、定期的な巡回調査や部分ごとの養生など、本業務において実施可能な具体的な対策について提案すること。

## 7 作業計画

受託者は業務開始前に業務内容に基づいた1年間の作業計画を策定し、本市担当者の承認を得ること。また、作業計画に変更が生じる場合は、本市担当者に報告し、承認を得ること。

なお、作業日時は、平日（土日、祝日及び12月29日から1月3日を除く）の午前9時から午後5時までとする。なお、公園管理運営上、月曜日および木曜日は原則として催しを行えない日としているため、催事等との重複を避ける観点から、これらの曜日に作業を実施するケースが多くなることが想定される。

## 8 作業報告

### (1) 月間作業報告

受託者は作業実施に当たっては、写真により出来形及び作業状況を確認できるよう にするものとし、各月末に作業報告書として本市に提出すること。

### (2) 年間作業報告

受託者は本業務完了時に、作業種別ごとの実施回数などが確認できるよう年間作業報告書を作成し、本市に提出すること。

## 9 実施体制

(1) 本業務の実施体制には、建設業法の造園工事業に係る主任技術者を1名以上配置すること。

また、剪定作業中には、剪定作業責任者として以下のいずれかの資格及び経験を有するものを常駐させること。

ア 街路樹剪定士（社団法人日本造園建設業協会の認定資格）

イ 造園技能士2級以上（ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験を有すること。）

ウ 街路樹等の剪定業務又は植栽工事に直接従事した実務経験を7年以上有すること。

(2) 本業務では、台風などの災害や事故等により、通行安全性等が阻害された場合、緊急で作業を指示することがある。被害が予測される場合には、連絡・出動態勢を整えること。また、被害発生時には速やかに通行安全性等を確保すること。

## 10 安全管理

### (1) 安全教育

受託者は、作業現場における事故を未然に防ぐため、自らの責任において労働安全教

育を徹底すること。

(2) 事故の防止

公園利用者その他の人身、建物、その他の設備等に損傷を及ぼさないよう細心の注意をもって作業を行うこと。

また、高所作業等の危険な作業を行う場合は、安全管理員を配置するなど十分な安全対策を講じること。

なお、作業については、簡易な調査等を除き、必ず複数人で実施すること。

(3) 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合は、受託者の責任において迅速、万全の対応を行うとともに、速やかに本市担当者に連絡し、対応後は事故の概要、原因及び改善策等を書面により報告すること。

また、事故により生じた紛争については、受託者の責任において解決すること。

(4) 車両管理

本業務に伴う車両の出入の際は、関係法令を遵守し、他の通行等の妨げにならないよう十分注意すること。また、周辺路上等での路上駐車やエンジンをかけた状態での待機は行わないこと。

なお、車両の出入や駐車等により生じた紛争については、受託者の責任において解決すること。

## 11 留意事項

- (1) 受託者は本市担当者と連絡を密にして本業務に当たること。
- (2) 本業務の履行に必要な機器器材やその他消耗品等に要する経費は受託者の負担とするが、使用する電気、水道料金については本市の負担とする。
- (3) 業務履行に際し、疑義が生じた場合及び本仕様に定めのない事項については、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 本業務の実施により、得られた成果物の著作権、版権等の一切の権利は本市に帰属する。